

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2015/2/3号 (No. 199)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】
知財関連無料法律相談のご案内

ジェットロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。

本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京天達共和法律事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailでお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）
※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

ジェットロ北京事務所知的財産権部
E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 武漢市「知的財産権促進及び保護条例」、2月1日より施行(国家知識産権網 2015年1月9日)
2. 「消費者権益侵害行為処罰弁法」、3月15日から実施へ(工商総局公式サイト 2015年1月19日)
3. 「外国投資法」（意見募集稿）について商務部がパブコメ、来月17日まで(商務部公式サイト 2015年1月19日)

○ 中央政府の動き

1. 質検総局と林業局、地理的表示保護で提携、覚書締結(中国知識産権资讯网 2015年1月10日)
2. 国家工商総局、今年の重点管理分野を確定、商標権保護を一層強化(国家知識産権網 2015年1月9日)
3. 中国政府、インターネット発表作品の实名登録制導入へ(国家知識産権網 2015年1月8日)
4. 工商総局の張茅局長、駐中国欧州連合大使と面会(工商総局公式サイト 2015年1月21日)
5. 国家版權局：ネット著作権保護の次の重点分野は音楽と文学(国家知識産権戦略網 2015年1月19日)
6. 中国政府、400億元規模の新興産業ベンチャー投資基金創設、技術と市場の融合促進(中国政府網 2015年1月15日)

○ 地方政府の動き

1. 広東省と青海省、知的財産権活動協力の枠組み協定を締結(国家知識産権網 2015年1月14日)
2. 広西、反不正競争法違反の摘発を推進、大きな成果(工商総局公式サイト 2015年1月12日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市高級法院、裁判業務専門家19名を選出(国家知識産権網 2015年1月14日)
2. MPAAが深セン裁判所に迅雷を著作権侵害で提訴(中国知識産権資訊網 2015年1月21日)
3. スイミングブランド「SPEEDO」、中国での商標権侵害訴訟で勝訴(国家知識産権網 2015年1月20日)
4. 雲南省高裁と省知識産権局、訴訟調停提携体制を確立(国家知識産権網 2015年1月19日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 昨年の専利行政法執行事件が2万4479件、6省では1000件超(国家知識産権戦略網 2015年1月12日)
2. 上海工商局、商標に関する冒用、権利侵害取り締まりで段階的な成果(中国打撃侵權工作網 2015年1月12日)
3. アリババ、米マイクロソフトと権利侵害対策で協力(国家知識産権戦略網 2015年1月9日)
4. 工商総局、2015年「権利侵害・模倣品摘発活動要点」発布(工商総局公式サイト 2015年1月20日)
5. 青海、知的財産権侵害など経済犯罪摘発が目覚ましい成果(国家知識産権戦略網 2015年1月20日)

○ 統計関連

1. 中国のPCT国際出願受理件数が15%増、五大特許庁でトップ(国家知識産権戦略網 2015年1月12日)
2. 特許出願伸び率鈍化、昨年92.8万件、内国出願は8割超=SIPO統計(国家知識産権網 2015年1月16日)

○ その他知財関連

1. 国家知識産権局、改正「全国専利情報公共サービス指南」発布(中国知識産権資訊網 2015年1月16日)
2. 「2014 剣網行動」10大事件発表、750の違法サイトを閉鎖(国家知識産権網 2015年1月14日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 武漢市「知的財産権促進及び保護条例」、2月1日より施行★★★

「武漢市知的財産権促進及び保護条例」は2月1日より施行される。武漢市知識産権局が8年をかけて、関連当局や大学、企業などの知的財産権専門家の意見を募集し、議論を重ねた上作成した同「条例」に、知的財産権の促進や奨励、保護、管理、権利侵害の法律責任などに関する内容が盛り込まれている。

武漢市知識産権局の責任者は、「条例」の施行により武漢市企業の知的財産権の創造・運用・保護・管理能力と都市の核心競争力の向上が推進されるだろうとの認識を示している。また、知的財産権関連活動の方針、総体計画を明確にし、知的財産権政策の整備と知的財産権活動の協調性を促進することが期待される。

このほか、「条例」は知的財産権侵害行為の摘発に関する施策を一段と強化した。政府の管理部門や代理機構による不正行為の法律責任なども明確に定められている。

(出典：国家知識産権網 2015年1月9日)

★★★2. 「消費者権益侵害行為処罰弁法」、3月15日から実施へ★★★

1月14日、国家工商行政管理総局は公式サイトで、5日公布の「消費者権益侵害行為処罰弁法」(以下、弁法)を正式発表した。2015年3月15日より施行されるという。「弁法」は22条からなり、消費者の権益を侵害する行為を阻止し、消費者の合法権益を保護し、社会経済秩序を保護することを狙いとする。

この「弁法」の中に、商品またはサービス提供経営者の不正行為関連規定が設けられており、第5条に禁止行為として「他人の商標専用権を侵害すること」及び「知名商品特有の名称、包装、装飾を模倣、偽造すること」が明確に記されている。また、第5条に違反した不正な行為について、工商当局が関連法律に基づいて取り締まると定めている。このほか、経営者は工商行政管理当局がその提供する問題商品又はサービスに対して、販売又はサービスを停止する等の措置を採用することを命じることに對して、拒否又は引き延ばしてはならないと規定している。

「弁法」はまた、工商行政管理部門が法律・法規及び本弁法の規定に基づき、経営者に対して行政処罰を与える場合、経営者の信用記録に記入し、企業信用情報公示システム等を通じて社会に即時に公布しなければならないことを明確にした。

(出典：工商総局公式サイト 2015年1月19日)

★★★3. 「外国投資法」(意見募集稿)について商務部がパブコメ、来月17日まで★★★

19日、中国商務部は「中華人民共和国外国投資法」(草案意見募集稿)についてのパブリックコメント募集を始めた。募集期間は来月17日まで。商務部は、パブコメを踏まえて再修正をし、外資三法(「外資企業法」、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」)を1つの「外国投資法」にまとめることを目指す。商務部の孫継文報道官が19日、記者会見で説明した。

意見募集稿は外資三法の固めている逐一許認可制度を廃止し、投資前の内国民待遇およびネガティブリストによる管理モデルを導入し、外資系企業の契約や規則に対する審査権を取り消し、「有限許可+全面報告」を結びつける外資投資管理制度を構築する。

孫継文報道官によると、中国の外資管理は今後、逐一許認可から「有限許可+全面報告」へと転換する。商務部は今後、開放型経済体制を確立し、ハイレベルの対外開放を目指し、更に外商投資への規制を緩和するという。

(出典：商務部公式サイト 2015年1月19日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 質検総局と林業局、地理的表示保護で提携、覚書締結★★★

国家質量監督檢驗檢疫総局と国家林業局はこのほど、協力強化に関する覚書を締結し、原産地地理的表示の保護を共に推進することで合意した。

1月7日、国家質検総局の責任者は覚書締結に関して、「林産物の地理的表示保護を強化することは、その知的財産権の保護の規範化と林業の健全な発展を促すだろう」との認識を示した。覚書によると、双方はより緊密な協力体制を構築し、林産物などの地理的表示の保護を共に推進し、林産物に関する国際貿易と林業経済の健全で持続的な発展を推進する。覚書締結で双方の協力関係は新しい段階を迎え、原産地地理的表示の保護と生態(エコロジー)林業の発展、生態(エコロジー)文明の保護に重要な意義があると指摘されている。

(出典：中国知識産権資訊網 2015年1月10日)

★★★2. 国家工商総局、今年の重点管理分野を確定、商標権保護を一層強化★★★

このほど北京で開かれた全国工商行政管理活動会議で、国家工商行政管理総局は今年の市場監視管理活動の重点分野を明らかにした。商標専用権の保護と反独占・反不正競争、インターネット市場、信用監視管理の4分野が含まれる。

商標専用権保護に関しては高い知名度のある商標、地理的表示、涉外（外国）商標に重点を置き、違法事件の摘発を強化している。このほか、▽反独占・反不正競争では独占協定と市場支配的地位の濫用、医薬・機械分野の営業秘密侵害の摘発、▽インターネット市場の監視管理では模倣品に関する通販、虚偽報告の厳重な取り締まり、▽信用監視管理では企業情報の公示、経営異常企業リスト制度の導入などに注力するよう求めている。

国家工商総局はまた、商標審査体制の改革を引き続き推進し、オンライン出願の範囲を拡大し、審判業務の透明化や商標審査効率の向上を促すこととしている。

（出典：国家知識産権網 2015年1月9日）

★★★3. 中国政府、インターネット発表作品の実名登録制導入へ★★★

インターネット上で氾濫する海賊版コンテンツの撲滅を狙いとする「インターネット文学の発展の推進に関する指導意見」がこのほど、国家広播電影電視総局（広電総局）により発表された。

広電総局は「意見」の中で、関連法律・法規を整備させ、日常監督管理を強化し、インターネット文学作品の権利侵害・海賊行為を継続的に打撃し、著作権者の合法的権益を保護し、インターネット文学の著作権保護の長期体制を構築する方向性を明らかにした。

具体的には、「意見」がインターネット文化編集者の管理メカニズムの完備、インターネット文学発表作品の作者実名登録、責任編集者及び出版単位の署名等の管理制度の健全化を求めた。範囲明確、プロセス規範、監督強化及び責任追跡を重点として、インターネット出版文化編集者の内容方向判断と芸術レベル把握の能力を強化し、インターネット文学編集者の職業モラルと業務研修を強化し、企業を引導して編集責任制の徹底に有利である考査弁法と奨励機制を構築するとしている。

（出典：国家知識産権網 2015年1月8日）

★★★4. 工商総局の張茅局長、駐中国欧州連合大使と面会★★★

1月19日、国家工商行政管理総局の張茅局長と駐中国欧州連合（EU）代表部のハンス・ディートマール・シュヴァイスグート大使が北京で面会し、中国・EUの地理的表示関連活動について意見を交わした。

張局長は中国の商標事業の発展状況と地理的表示関連状況を説明した。知的財産権と地理的表示などの分野で中国とEUが進めている対話と協力事業について、双方の投資、貿易の利便化に役立つとの認識を示し、EU側の関連部門との協力、交流を強め、地理的表示に関する協力協定交渉を共に推進していきたいと語った。

シュヴァイスグート大使は、EUは地理的表示関連の業務を高く重視していると話し、工商総局との協力事業で収めた成果を高く評価した。また、それぞれの法律枠組みの下で対話と交流を強化し、各分野の活動の順調な展開を促すと期待を示した。

（出典：工商総局公式サイト 2015年1月21日）

★★★5. 国家版權局：ネット著作権保護の次の重点分野は音楽と文学★★★

1月14日、国家版權局と国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部は、北京で「劍網2014」特別行動の成果を発表するための記者会見を共催した。国家版權局の閻曉宏副局長は会見で、インターネット上の動画の著作権に関する保護活動で良好な効果を収めたのに続き、次の重点分野として音楽、文学を決定したと表明した。

閻副局長はまた、著作権の行政管理では法執行を重視し、重点事件の監視管理に取り組むべきと指摘し、行政、司法の連携を密接にし、重大事件の処理に合わせて著作権保護の普及啓発を強化し、著作権保護の新課題を研究する必要があるとの認識を示した。

国家版權局・版權管理司の劉慈珂司長が「劍網 2014」特別行動の成果を紹介した。7ヶ月にわたる特別行動で、重大事件の摘発と主要ウェブサイトの監視管理などにより、インターネット配信作品の著作権保護の秩序が一段と改善され、インターネット著作権産業の環境がより健全なものになったと語った。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年1月19日)

★★★6. 中国政府、400億元規模の新興産業ベンチャー投資基金創設、技術と市場の融合促進★★★

1月14日、國務院の李克強総理は國務院常務會議を開き、「国家新興産業ベンチャー投資パイロット基金」を創設し、創業・革新および産業のグレードアップを促すことを決定した。

會議では、中央財政の戦略的新興産業發展特別資金、中央インフラ建設投資資金などを活用し、政府資金のレバレッジ効果を発揮させ、大手企業・金融機関といった社会・民間資本から拠出を募り、400億元（1元は約19円）規模の新興産業創業投資パイロット基金を創設することが決定された。

同基金の創設について、會議では「技術と市場の融合および革新と産業の結びつきの促進、未来に向けた新興産業の育成・インキュベーション、中国経済の中高レベルへの発展で重要な意義を持つ」と強調されている。

(出典：中国政府網 2015年1月15日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 広東省と青海省、知的財産権活動協力の枠組み協定を締結★★★

1月12日、広東省知識産権局と青海省知識産権局は広州で、知的財産権活動協力に関する枠組み協定を締結し、第一回会合を行った。広東省知識産権局の馬憲民局長と青海省科技庁の邢小方副庁長が演説を行い、唐毅・広東省知識産権局副局长と許淳・青海省知識産権局局长が協定に署名した。

協力協定によると、双方は特許運営、重大経済・科技活動評議、行政法執行、知的財産権サービス、人材育成・交流の5分野で3年間にわたり協力を実施する。第一回会合で2015年度の活動計画が議論され、▽太陽光エネルギー産業特許早期警報分析、▽重大経済科技活動の知的財産権評議、▽専利代弁処職員の研修訓練、▽弁理士能力向上研修クラスの開催、▽サービス機構の設置、▽視察・見学—の6つの協力事業を展開することが決定された。

馬局長は、広東省と青海省は知的財産権の広い分野で協力を展開することができ、双方の知的財産権、技術イノベーションの促進に重要な意義があるとの認識を示し、交流を強化して協力事業の徹底に努めようと呼びかけた。

(出典：国家知識産権網 2015年1月14日)

★★★2. 広西、反不正競争法違反の摘発を推進、大きな成果★★★

広西チワン族自治区の工商局は昨年、不正競争法違反の摘発を強化し、違反行為の新しい動向と特徴を踏まえて摘発手段、活動体制を刷新し、公平・競争な市場環境の構築、維持で大きな成果を上げている。2014年12月末時点、自治区の各工商部門は各種類の不正競争法違反事件1万9940件を摘発した。この中には、深刻な事件420件が含まれ、事件に関わった金額総額は1808万元に上った。

昨年、各工商部門は電気、ガス、水道、交通運輸などの独占的業界を対象に競争制限などの取り締まりを進めるとともに、実体経済と電子商取引の監視管理に重点を置き、インターネットを利用した模倣品などの販売や虚偽な宣伝の摘発に注力してきた。

このほか、自治区工商局は反不正競争の長期体制の整備と企業の自律性向上の促進にも取り組んでいる。企業1300余社に設置した権利保護のサービス拠点は良い反響を呼んでいる。

(出典：工商総局公式サイト 2015 年 1 月 12 日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京市高級法院、裁判業務専門家 19 名を選出★★★

北京知的財産権裁判所の陳錦川副院長と宋魚水副院長を含む、北京市の各裁判所からの裁判官 19 名は第 1 回「北京市裁判業務専門家」に選出された。北京市高級人民法院（高等裁判所）の関係者が明らかにした。

法学研究機構、最高人民法院（最高裁）、北京市政府部門、弁護士業界の代表からなる専門家審査委員会が半年にわたる審査を経て選出した。当選者はいずれも裁判業務に 10 年以上携わり、重大で複雑な事件を審理した経験を持つベテラン裁判官である。

北京市高級法院の関係者によると、この審査は 2 年ごとに行われ、当選者数は北京市裁判官総人数の 1%を超えないこととしている。選出された「裁判業務専門家」は特別な職責を担い、各裁判所の裁判業務委員会会議と市高裁の専門家諮問委員会会議に出席し、司法方針や司法政策の調査・研究などに参与するなどの権限が付与される。

(出典：国家知識産権網 2015 年 1 月 14 日)

★★★2. MPAA が深セン裁判所に迅雷を著作権侵害で提訴★★★

アメリカ映画協会（MPAA）はこのほど、中国の動画サイト「迅雷」（サンダー）が海賊版動画を配信したとして会員企業が深セン南山法院（裁判所）に提訴したことを明らかにした。

MPAA が発表した声明によると、同協会の会員企業は迅雷に著作権を侵害されたと主張し、深セン市の裁判所に迅雷を相手取り訴訟を提起し、権利侵害行為の停止や賠償金の支払い、謝罪などを要求した。

迅雷は中国国内において、ある種の P2P 的な方式と通常のダウンロードの方式とを組み合わせ、動画を主として様々なファイルのダウンロードサービスを提供している。今年 6 月、迅雷と MPAA は著作権保護に関する協定を締結した。その 3 週間後、迅雷は米ナスダック上場を果たし、1 億 100 万米ドルの資金を集めた。

今回の訴訟に先立ち、MPAA は昨年 10 月にも迅雷の海賊版問題を指摘していた。迅雷はその時、「一貫して著作権を尊重、保護している」と回答し、海賊版内容の存在を否定した。MPAA 企業による今回の訴訟について、迅雷はまだコメントしていない。

(出典：中国知識産権资讯网 2015 年 1 月 21 日)

★★★3. スイミングブランド「SPEEDO」、中国での商標権侵害訴訟で勝訴★★★

世界のトップスイミングブランドの「SPEEDO」（スピード）は、中国で「SPEEDO」標識を付けた OEM 商品を生産して海外に輸出するブラジル業者を相手取り提起した権利侵害訴訟に勝訴した。

中国の福建、浙江、上海の税関で差押えられたこれらの OEM 商品は、ブラジル企業 2 社が国内工場に生産を依頼したもの。裁判所では、OEM 商品は「SPEEDO」の中国における商標権を侵害したもので、権利者に賠償金を支払うよう命じた上、中国で OEM 生産を依頼する際、関連商標の登録状況を確認するよう警告した。

SPEEDO は世界の 200 余りの国家で一連の商標を登録した。今回の勝訴について同社は、中国の裁判所、税関、工商部門に感謝すると同時に、今後も引き続き OEM などを含め権利侵害品の摘発に本格的に乗り出す姿勢を示した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 1 月 20 日)

★★★4. 雲南省高裁と省知識産権局、訴訟調停提携体制を確立★★★

1月15日、雲南省高級人民法院（高等裁判所）と雲南省知識産権局は、「専利民事紛争の司法裁判と行政調停の提携体制に関する協力覚書」を締結し、専利（特許、実用新案、意匠を含む）をめぐる民事紛争の司法裁判と行政調停との提携体制を共に構築すると発表した。

雲南省では、専利を含む知的財産権保護の強化を呼びかける声が高まっている。2014年、同省の各裁判所は専利関連民事紛争の第一審事件757件を受理した。2013年の135件より461%と大幅に増加した。当事者の同意を得た前提で裁判所が行政当局に知的財産権事件の調停を依頼する「訴訟調停提携メカニズム」は、知的財産権権利保護のコスト低減と事件処理の効率向上につながるもので、現行の司法・行政二本立て保護体制を基盤とした新たな権利保護手段になることが期待される。

（出典：国家知識産権網 2015年1月19日）

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 昨年の専利行政法執行事件が2万4479件、6省では1000件超★★★

中国の2014年の専利（特許、実用新案、意匠を含む）をめぐる行政法執行事件は前年に比べ50.9%増の2万4479件に達した。国家知識産権局が先日公表したデータでわかった。

同局専利管理司の責任者によると、昨年、全国31省・自治区・直轄市の中、6つの省は1000件以上の行政法執行事件を処理した。それぞれ、江蘇省が3681件、浙江省が3505件、湖南省が2815件、広東省が2555件、山東省が2542件、河南省が1078件となっている。地域別に見ると、最も多いのは華東地域の1万1551件、2位は華中地域の4843件で、両地域合わせて全国の67%を占めた。

専利権に関する紛争事件では、全国のおよそ半数以上の省（直轄市、自治区）が100件を超えた。この中、浙江省と広東省、江蘇省、山東省、河南省は200件以上に達している。

（出典：国家知識産権戦略網 2015年1月12日）

★★★2. 上海工商局、商標に関する冒用、権利侵害取り締まりで段階的な成果★★★

上海市工商局は2014年、知的財産権侵害と模倣品製造販売摘発活動に取り組み、上海で行われたアジア相互協力信頼醸成措置会議（CICA）の第4回首脳会議と、南京ユースオリンピック2014などのイベントを巡って12の特別行動を実施し、商標権利者と消費者の合法的権益の保護で段階的な成果を上げた。

市内の各工商部門はあわせて、商標権侵害に関する違法事件2124件を摘発した。制裁金総額は1674万2300元に達する。また、各種類の権利侵害商品と標識22万点を差し押さえ、犯罪の疑いがある38事件を司法機関に移送した。

（出典：中国打撃侵權工作網 2015年1月12日）

★★★3. アリババ、米マイクロソフトと権利侵害対策で協力★★★

中国の電子商取引最大手のアリババ（阿里巴巴）集団はこのほど、米マイクロソフト社と知的財産権保護で協力すると発表した。双方は、淘宝网と天猫網のプラットフォームでマイクロソフトの知的財産権を侵害した可能性のある製品、サービス、情報を表示・発信・販売・輸出する行為の摘発で力を合わせるようになった。

覚書に基づき、淘宝网と天猫網はマイクロソフトからの通報があれば、海賊版やライセンス供与を受けていないマイクロソフト製品に関するサイト、コンテンツ、画像、リンクなどの情報を直ちに削除したり非表示にしたりして、消費者が誤って購入しないように処理するという。

またこうした製品を誤って購入した消費者が損害賠償を主張する場合、アリババは関連部門に協力し、「支付宝」（アリペイ）などの関連会社に必要な情報を提供して、消費者が着実に権利を守れるようにするという。

両社はまた、消費者に対し、違法ソフトの危険性を周知する活動に取り組む。個人情報盗み出され、コンピューターが正常に使えなくなるリスクなどを消費者に宣伝し、保護意識の向上に努める。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年1月9日)

★★★4. 工商総局、2015年「権利侵害・模倣品摘発活動要点」発布★★★

国家工商行政管理総局はこのほど、「2015年全国工商局知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動要点」を発布した。特別行動、重点活動、法規・体制整備、研修・啓発推進の4つの面における今年の主要任務が定められている。

特別行動は、都市、農村の合流地域の「城郷結合部」や農村市場での模倣品摘発行動と、インターネット上の商標権侵害、模倣品販売を摘発する「2015紅盾網剣」特別行動などを含む。重点活動については、商標専用権侵害行為と悪意の先駆け登録出願を厳重に取り締まることや、インターネット市場の監視管理を一段と強化することなどが挙げられている。このほか、「活動要点」には、関連法律法規の整備、行政処罰事件関連情報の公開、普及啓発業務の強化などに関する内容が盛り込まれている。

工商総局はまた、2014年の権利侵害・模倣品摘発活動の状況を総括した上、各工商局に対し、国の関連方針に基づいて2015年の摘発業務を徹底するよう求めた。

(出典：工商総局公式サイト 2015年1月20日)

★★★5. 青海、知的財産権侵害など経済犯罪摘発で目覚ましい成果★★★

昨年、青海省の公安機関は知的財産権侵害を含む経済犯罪の摘発、防止で目覚ましい成果を上げ、通年で各種類の経済犯罪570件を受理し、容疑者392人を逮捕した。

省公安厅関係者が明らかにしたところによると、青海省は国の公安部の要求に基づき、知的財産権侵害・模倣品製造販売、マルチ商法、商業賄賂、違法資金調達、金融詐欺に重点を置いて経済犯罪の摘発を進めてきた。この中で、知的財産権侵害・模倣品製造販売に関する犯罪事件40件を摘発し、容疑者59人を逮捕した。

2014年、省の各公安機関が受理した経済犯罪事件は前年比50%増の570件であった。立件数は同47.8%増の572件、摘発件数は同36.7%増の466件となっている。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年1月20日)

○ 統計関連

★★★1. 中国のPCT国際出願受理件数が15%増、五大特許庁でトップ★★★

日米欧中韓の五大特許庁がこのほど発表した「2013年度五庁統計報告書 (IP5 Statistics Report)」によると、中国国家知識産権局 (SIPO) が昨年受理した特許出願件数は前年比26%増の82万5136件で、その他の4庁を大きく上回った。また、SIPOが受理したPCT国際特許出願も15%の伸び率で五大特許庁トップとなっている。

五大特許庁は2013年に、合わせて207万7642件の特許出願を受理し、前年比11%増加した。SIPOが受理した特許出願件数とその伸び率はいずれもその他の4庁を上回っている。2013年、世界全体のPCT国際特許出願20万5055件の8割を五大特許庁が受理した。この中、中国のPCT国際特許出願の受理件数は15%増え、最も速い成長を示している。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年1月12日)

★★★2. 特許出願伸び率鈍化、昨年92.8万件、内国出願は8割超＝SIPO統計★★★

国家知識産権局 (SIPO) が昨年受理した特許出願は前年比12.5%増の92万8000件に達した。内国出願が80万1000件、86.3%を占め、外国出願が12万7000件、13.7%を占めた。2014年の登録件数は23万3000件、12.3%増えた。内国登録件数が全体の7割の16万3000件、外国が3割の7万件であった。国家知識産権局が発表した。

2014年の特許出願件数は、長年続いていた20%以上の伸び率より鈍化したものの、安定的な増加傾向を示している。一方、登録件数は12.3%増加し、新たな成長軌道に乗り、特許審査業務の能力向上がうかがえる。

このほか、昨年の特許出願・登録件数に、▽出願の構造が引き続き改善、▽内国出願・登録の比率が引き続き増加、▽特許出願における企業の主力地位の維持——などの特徴が見られる。

(出典：国家知識産権網 2015年1月16日)

○ その他知財関連

★★★1. 国家知識産権局、改正「全国專利情報公共サービス指南」発佈★★★

国家知識産権局はこのほど、「全国專利情報公共サービス指南（2014年修訂版）」を発佈した。專利（特許、實用新案、意匠を含む）に関する全国の公共情報サービスの方針や政策、国の專利情報リソース、公共情報サービスプラットフォームなどが盛り込まれている。

国家知識産権局は2012年、「全国專利情報公共サービス指南」を発佈した。改正版は、過去2年に同局が專利情報の公共サービスに関して実施した一連の活動を踏まえて、最新の動向、施策を反映するために作成された。五大特許庁の特許情報のダウンロード・更新と新たに運開始した情報システムなどの内容が含まれる。

国家知識産権局は今後も、專利情報公共サービス関連活動の進捗に合わせて、この「指南」を適時に改正する方針である。

(出典：中国知識産権資訊網 2015年1月16日)

★★★2. 「2014 劍網行動」10大事件発表、750の違法サイトを閉鎖★★★

1月14日、国家版權局と国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部は北京で「劍網2014」特別行動の成果を発表する記者会見を共催した。4部門が公表したデータによると、昨年、各地の著作権管理当局は違法事件440件を摘発し、750の違法サイトを閉鎖させた。この中で、犯罪の疑いがある66件が司法機関に移送された。

会見ではまた、海外ドラマや映画などのコンテンツの共有サイト「射手網」の著作権侵害事件を含む「2014 劍網行動」10大事件が発表された。

国家版權局は、2005年から国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部と協力し、インターネット上の著作権侵害、海賊版を摘発する「劍網行動」を毎年実施している。今年は10回目。2005年～2013年の9年間、各地方の関連当局はインターネット上の権利侵害・海賊版事件4241件を摘発し、1926の違法サイトを閉鎖させ、犯罪の疑いがある322事件を司法機関に移送した。

(出典：国家知識産権網 2015年1月14日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved